

第204回宮城県都市計画審議会

と き 令和5年3月23日(木)
午後2時00分
ところ 宮城県行政庁舎
4階 特別会議室
(Web 併用)

次 第

1 開 会

2 報 告

第203回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について

3 議 案

議案第2386号ほか 3件

4 その他

5 閉 会

令和4年度

第204回宮城県都市計画審議会議案書

令和5年3月

宮城県都市計画審議会

目 次

1 報 告

| | |
|--------------------------------|---|
| 第203回宮城県都市計画審議会議案の処理について | 2 |
|--------------------------------|---|

2 議 案

| | |
|--------------------------------|---|
| 議案第2386号 特殊建築物の敷地の位置について | 3 |
|--------------------------------|---|

| | |
|------------------------------------|---|
| 議案第2387号 仙塩広域都市計画区域区分の変更について | 7 |
|------------------------------------|---|

議案第2388号

| | |
|------------------------------------|----|
| 亘理都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について | 11 |
|------------------------------------|----|

議案第2389号

| | |
|------------------------------------|----|
| 山元都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更について | 13 |
|------------------------------------|----|

第203回宮城県都市計画審議会議案の処理について

| 決定主体 | 議案番号 | 関係市町村 | 件名 | 処理結果 |
|------|--------|-------|-------------------|-------------------------|
| 宮城県 | 第2384号 | 富谷市 | 仙塩広域都市計画道路の変更について | 令和4年12月9日 宮城県告示第851号 |
| 宮城県 | 第2385号 | 栗原市 | 栗原都市計画道路の変更について | 令和4年12月9日 宮城県告示第852号 |

特殊建築物の敷地の位置について

根拠条文：建築基準法第51条ただし書き

都市計画案：別紙のとおり

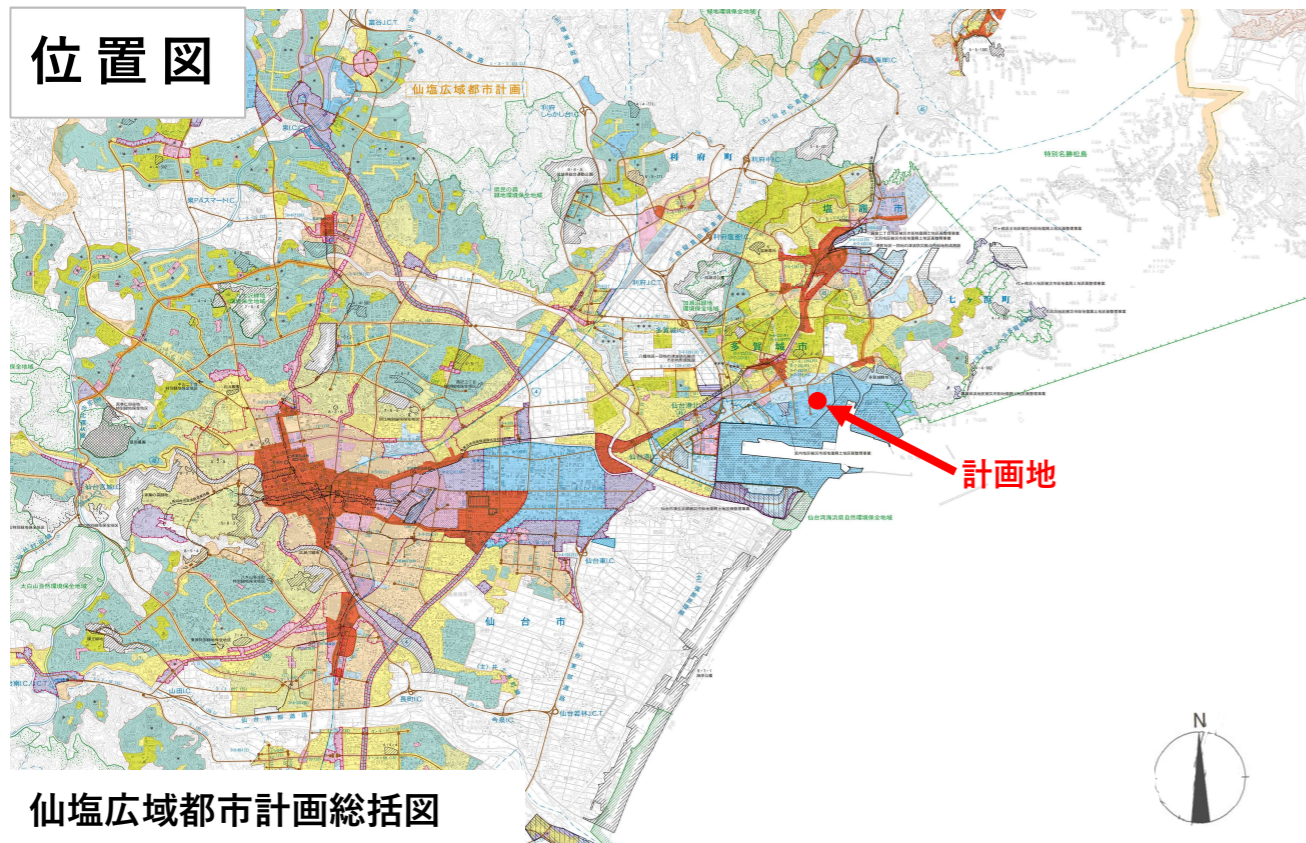
特殊建築物の敷地の位置について

下記施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと認める。

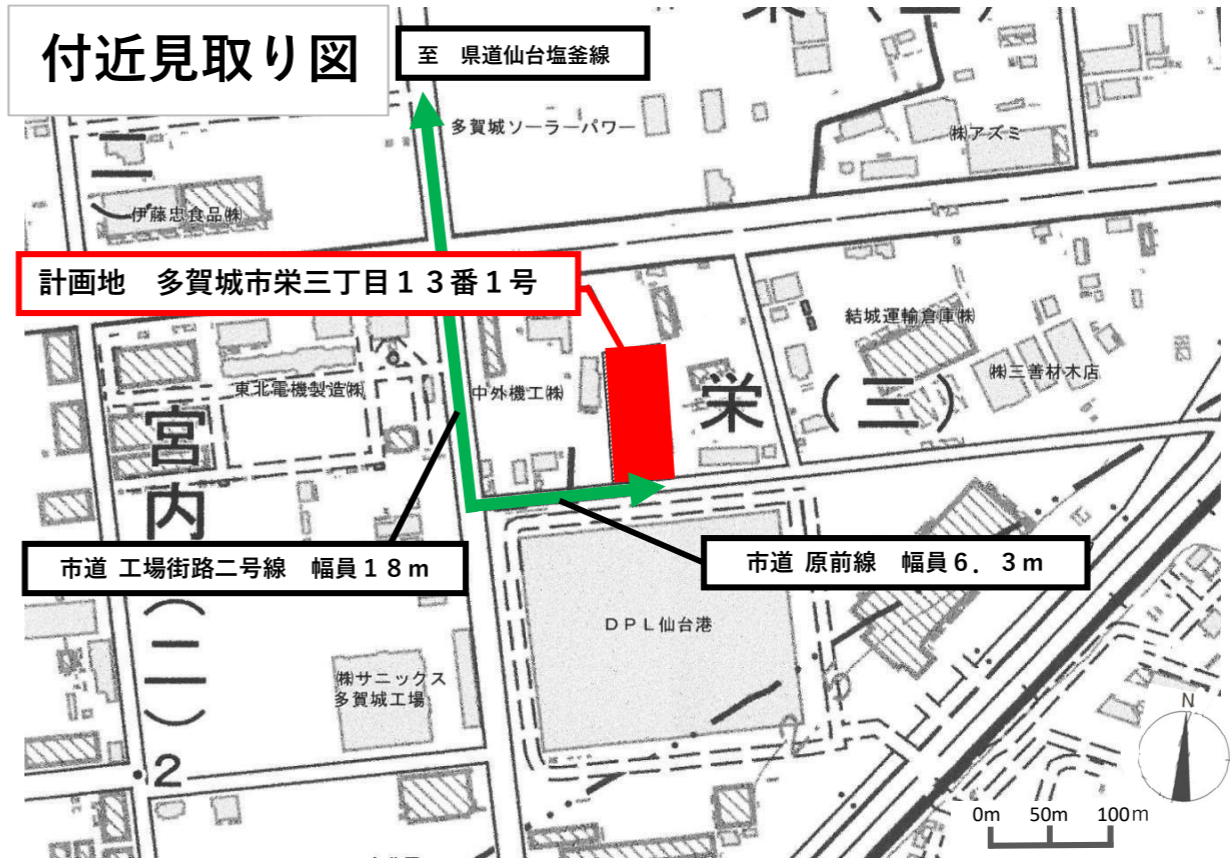
記

| | | | | |
|----------|----------------|--|--|--|
| 施設名称 | | 株式会社カネミヤ産業廃棄物中間処理施設 | | |
| 建築主住所・氏名 | | 仙台市宮城野区萩野町三丁目8番地の19 京急プラザ603 株式会社カネミヤ 代表取締役 大宮 康弘 | | |
| 敷地 | 位置 | 多賀城市栄三丁目13番1 | | |
| | 面積 | 4,813.18 m ² | | |
| | 用途地域 | 工業専用地域 | | |
| 建築物 | 用途 | 産業廃棄物中間処理施設 | | |
| | 工事種別等 | 用途変更 | | |
| | 構造, 規模等 | 1. 破砕処理・廃棄物保管棟 S造 平家建 延べ面積 715.95 m ² 2. 管理事務所 S造 平家建 延べ面積 9.11 m ² <div style="text-align: right;">計 725.06 m²</div> | | |
| 処理施設 | 処理内容及び 処理能力 | 【産業廃棄物中間処理】 廃プラスチック類 18.4 t / 日 木くず 28.8 t / 日 | | |
| | 処理方法 | 破砕機による破砕 | | |

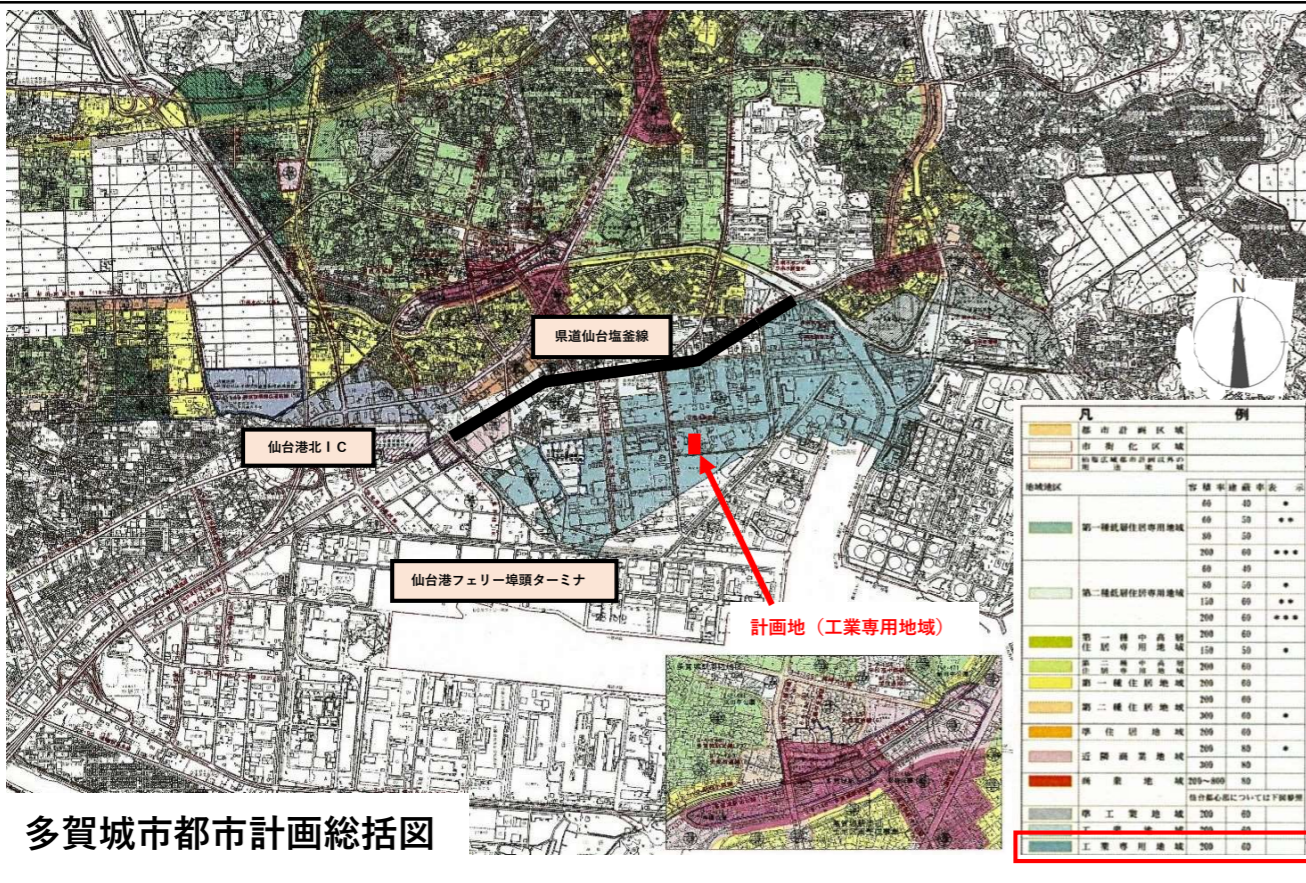
位置図



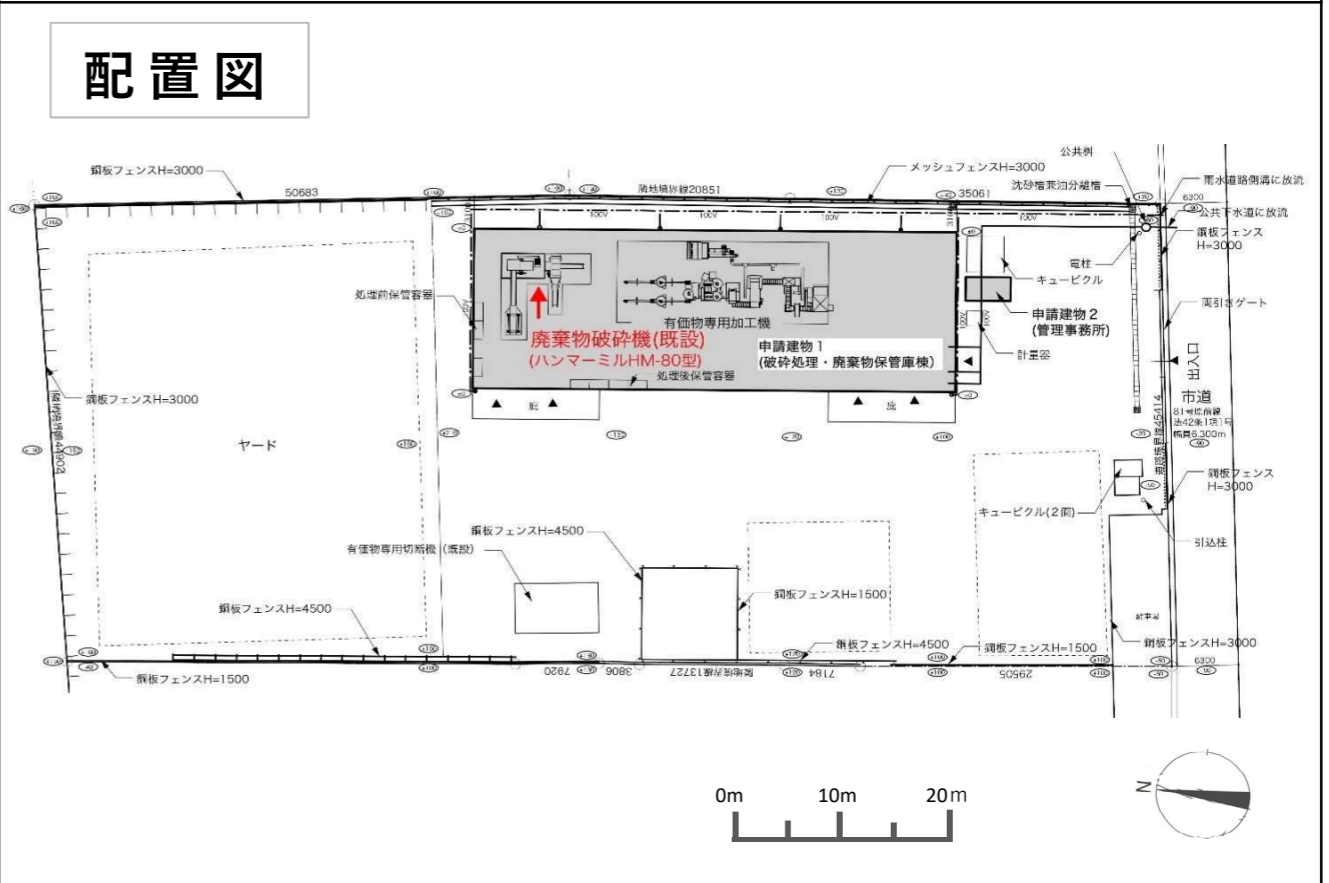
付近見取り図



特殊建築物の敷地の位置について（多賀城市）



配置図



建築基準法第51条の審査基準等チェックシート(処理施設)

申請者名 : 株式会社カネミヤ 代表取締役 大宮 康弘

| 審査項目 | | 基準 | 判定 | 備考 | |
|---------|---|--|--|-----|--|
| 立地場所 | 1 | 立地について総合計画等に基づく土地利用計画上支障ない旨の市町村長の意見が付されている | 適・否 | | |
| | 2 | 用途地域は工業地域又は工業専用地域である | 適・否 | | |
| | 3 | 用途地域が準工業地域である場合、用途制限に適合する | 適・否 | | |
| | 4 | 白地地域(都市計画区域内で用途地域の指定のない区域)の場合 | | 適・否 | |
| | | ①概ね50戸以上の住宅が連担している集落から100m以上離れている | | | |
| | | ②住居系の用途地域から100m以上離れている | | | |
| | 5 | 教育文化施設(学校、図書館等)から100m以上離れている | 適・否 | | |
| 6 | 医療施設(病院等)から100m以上離れている | 適・否 | | | |
| 7 | 社会福祉施設(養護老人ホーム等)から100m以上離れている | 適・否 | | | |
| 搬入搬出道路等 | 8 | 敷地の主たる搬出入口は、幅員6m以上の道路(都市計画法により開発許可が必要な場合はその技術的基準を満足するもの。)に面すること。ただし、交通上支障ないと認められる場合はこの限りでない。 | 適・否 | | |
| | 9 | 主な幹線道路からの搬入搬出経路は、施設の規模及び交通量に応じて、十分な幅員を有するものであること。 | 適・否 | | |
| | 10 | 主たる搬入搬出道路は、通学路と重複しないこと。ただし、歩道が設けられている場合など安全が確保できる場合はこの限りでない。 | 適・否 | | |
| 環境対策 | 産業廃棄物処理施設 生活環境影響調査項目 (廃掃法第15条第3項) | 11 | 飛散防止対策をしている | 適・否 | |
| | | 12 | 敷地境界における騒音・振動について基準値を下回っている | 適・否 | |
| | | 13 | 水質汚濁防止対策をしている (環境基本法、水質汚濁防止法に基づく規制物質) | 適・否 | |
| | | 14 | 悪臭防止対策をしている (悪臭防止法、宮城県公害防止条例に基づく規制物質) | 適・否 | |
| | 住民説明会 | 15 | 住民説明会を実施している(条例14条、要綱7条) | 適・否 | |

※「廃掃法」…産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

※「条例」…産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例(宮城県条例第151号)

※「要綱」…産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(宮城県告示第365号)

仙塩広域都市計画区域区分の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

仙塩広域都市計画区域区分の変更 計画書

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

計画図表示のとおり市街化調整区域から市街化区域に変更する

2 人口フレーム

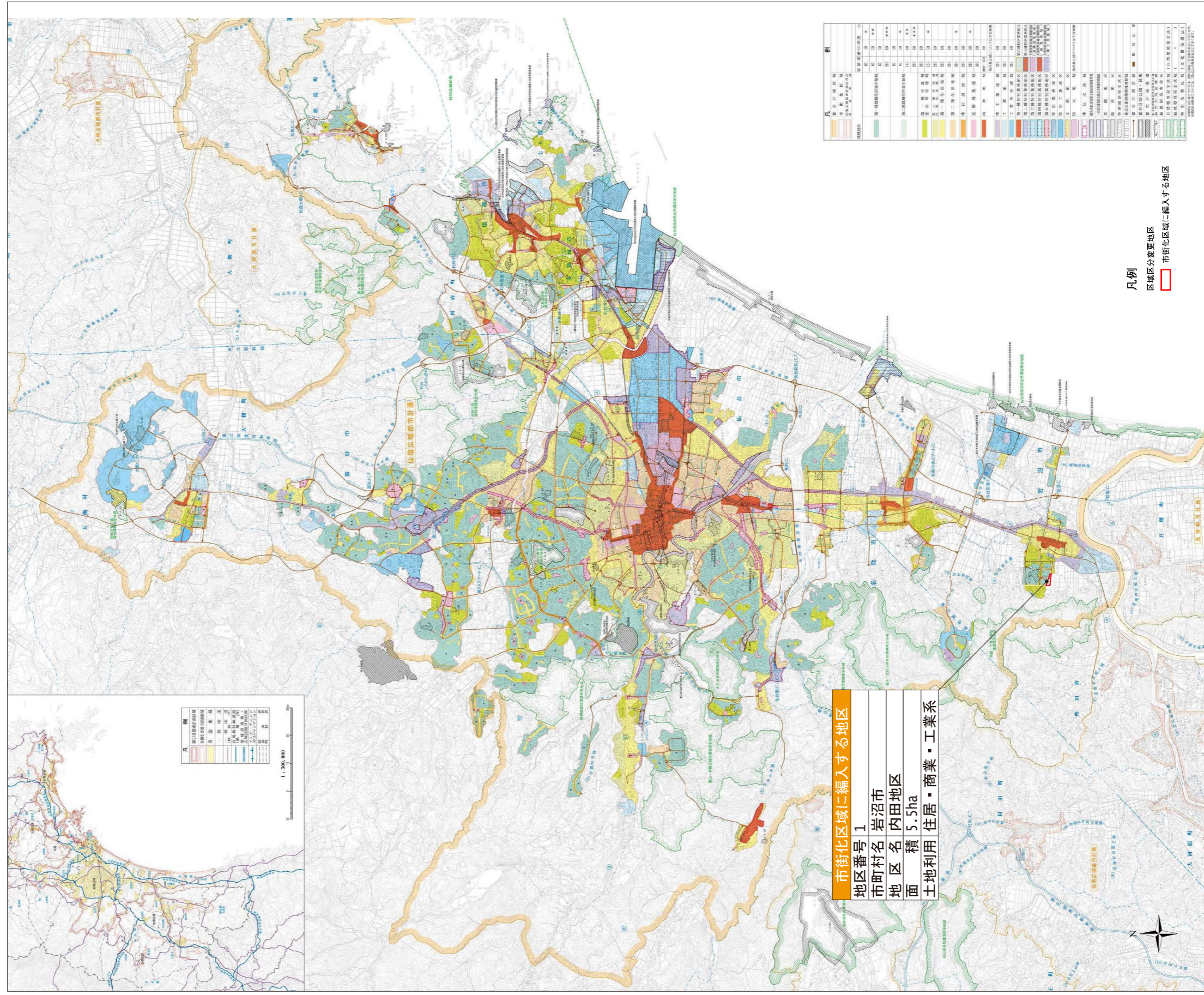
| 年 次 区 分 | 平成27年 (基準年) | 令和7年 (目標年) |
|------------|----------------|---------------|
| 都市計画区域内人口 | 1, 462千人 | 1, 453千人 |
| 市街化区域内人口 | 1, 395千人 | 1, 404千人 |
| 配分する人口 | — | 1, 402千人 |
| 保留する人口 | — | 2千人 |
| (特定保留) | — | 0千人 |
| (一般保留) | — | 2千人 |

3 変更の理由

都市計画法第6条の2の規定により定める「仙塩広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」（以下「整開保」という。）では，事業の確実性等が得られた段階で市街化区域に編入していく地区を市街化区域編入予定地区としており，平成30年5月に都市計画決定した「整開保」における市街化区域編入予定地区のうち，岩沼市の内田地区について，今回，その位置及び規模が確定し，事業実施の確実性が得られたことから，良好な市街地形成を図るため，市街化区域に編入するものである。

仙塩広域都市計画 区域区分の変更 (岩沼市)

総括図



亘理都市計画区域の整備，開発及び
保全の方針の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

亘理都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更 (宮城県決定)

亘理都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 亘理都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

別添「亘理都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（案）」のとおり

2 変更理由

東日本大震災後の復興事業完了後の人口減少社会に対応した「集約型都市構造」及び「新・宮城の将来ビジョン」（宮城県：令和2年12月策定）に掲げる「富県宮城」の実現を目指すとともに、激甚化する災害に対応したまちづくりを推進するために都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を見直すものである。

山元都市計画区域の整備，開発及び
保全の方針の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

山元都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更 (宮城県決定)

山元都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 山元都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

別添「山元都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（案）」のとおり

2 変更理由

東日本大震災後の復興事業完了後の人口減少社会に対応した「集約型都市構造」及び「新・宮城の将来ビジョン」（宮城県：令和2年12月策定）に掲げる「富県宮城」の実現を目指すとともに、激甚化する災害に対応したまちづくりを推進するために都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を見直すものである。